

青森県報

号外第三十九号

平成二十六年
五月十二日
(月曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示…………… (事務局) …… 一
- 黒石市の区域における直接請求のための署名を求めることができない期間の告示…………… (同) …… 一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十二号

青森県議会黒石市選挙区選出議員が平成二十六年五月九日辞職したことに伴い、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項第五号の規定により、青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。

平成二十六年五月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

青森県選挙管理委員会告示第十三号

青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙の期日までの間、黒石市の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する

法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成二十六年五月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭